

件名

信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百十四条第一項及び第四項並びに第百十五条第一項及び第二項の規定に基づき、信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第百十三条の五第二項、第百十四条第二項及び第四項から第六項まで、第百十五条第一項及び第二項並びに第百十七条の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示（平成二十六年金融庁告示第五十五号）の一部を次のように改正し、令和七年三月三十一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、こ

れを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三條の五第二項、<u>第百十四條第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第百十五條第一項及び第二項並びに第百十七條の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示</u> (貸出金から除かれるもの) <u>第一条の二</u> 規則第百十四條第一項に規定する金融庁長官が定めるものは、<u>第三條第一号に掲げる取引に係るものとする。</u> (債務の保証) 第二条 規則第百十四條第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第七十二條第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引(一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表(規則第百十四條第一項に規定する貸借対照表をいう。)<u>に計上されるものを除く。</u>)とする。 (規則第百十四條第四項各号に掲げる勘定に計上されるものから除かれるもの) <u>第二条の二</u> 規則第百十四條第四項に規定する金融庁長官が定めるものは、次條第一号及び第三号に掲げる取引に係るものとする。	信用金庫法施行令第十一条第十二項第四号並びに信用金庫法施行規則第一百三條の五第二項、<u>第百十四條第二項及び第四項から第六項まで、第百十五條第一項及び第二項並びに第百十七條の規定に基づき合算関連法人等から除かれる者として金融庁長官が定める者等を定める告示</u> 「<u>条を加える。</u>」 (債務の保証) 第二条 規則第百十四條第二項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第七十二條第一項の表百の項の中欄六に掲げる取引(一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表(規則第百十四條第一項に規定する貸借対照表をいう。第<u>四條において同じ。</u>)に計上されるものを除く。)とする。 「<u>条を加える。</u>」

(債務の保証以外のオフ・バランス取引等)

第三条 規則第百十四条第四項に規定する金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一 自己資本比率告示第一条第十号に規定するレポ形式の取引及び信用取引その他これに類する海外の取引

二 自己資本比率告示第七十二条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引(第二条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)

三・四 「略」

「条を削る。」

第四条・第四条の二 「略」

(規則第百十五条第一項及び第二項の信用の供与等の額の計上又は算出の方法)

(債務の保証以外のオフ・バランス取引)

第三条 「同上」

「号を加える。」

一 自己資本比率告示第七十二条第一項の表十の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げる取引(前条に該当するもの及び現金又は有価証券による担保の提供を除く。)並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供

二・三 「同上」

(オフ・バランス取引の信用の供与等の額の算出方法)

第四条 前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額(当該信用の供与等の額が規則第百十四条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。)とする。

第四条の二・第四条の三 「同上」

第五条の二 次の各号に掲げる信用の供与等の額は、当該各号に定

める方法により計上され、又は算出される額とする。

一 トレーディング勘定（自己資本比率告示第十六条の三又は第三十九条の二に規定するトレーディング勘定をいう。）に係るもの（規則第百十四条第六項の規定により信用の供与等の額を計上し、又は算出するものを除く。） 自己資本比率告示第九章第三節第三款（第二百八十九条第六号を除く。）に定める方法に準じて次に定めるところにより算出する方法

イ 自己資本比率告示第二百八十八条第一項第六号の規定にかかわらず、ネットのJTDリスク・ポジションにリスク・ウェイトを乗じないものとする。

ロ 自己資本比率告示第二百八十九条第三号の規定にかかわらず、同条第一号の算式中LGDは百パーセントとする。

ハ JTDが正の値をとるもののみを算出の対象とするものとする。

二 第二条に定めるもの 自己資本比率告示第七十二条第一項及び第三項に定める方法

三 第三条第一号に掲げる取引 自己資本比率告示第六章第六節第三款に定める方法

四 第三条第二号に掲げる取引 自己資本比率告示第七十二条に定める方法

五 第三条第三号に掲げる取引 自己資本比率告示第七十四条に定める方法（自己資本比率告示第一条第九号の二に規定する国

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。	内基準金庫である同条第九号に規定する標準的手法採用金庫が自己資本比率告示第七十五条又は第七十六条に定めるところにより与信相当額を算出する場合にあつては、その方法) 六 第三条第四号に掲げる取引 自己資本比率告示第二百四十八条の四に定める方法 (信用の供与等の額から控除される額) 第七条 規則第百十五条第一項第八号に規定する金融庁長官が定める額は、法第八十九条第一項において準用する銀行法第十三条第一項本文に規定する金庫の同一人に対する信用の供与等の額に係る次に掲げる額の合計額とする。 「一〇五 略」 六 規則第百十四条第四項第十一号イ及びハに掲げる勘定に計上されるものと並びに第三条に定めるものに係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額 「七・八 略」
	(信用の供与等の額から控除される額) 第七条 「同上」 「一〇五 同上」 六 規則第百十四条第四項第十一号イ及びハに掲げる勘定並びに自己資本比率告示の規定により与信相当額が算出される現金又は有価証券による担保の提供に係る信用の供与等の額のうち当該信用の供与等を行う原因となった派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額(零を下回る場合に限る。)を零から差し引いた額 「七・八 同上」